

第34回 東広島市美術展 開催要項

1. 趣 旨 広く市民から美術作品を公募し、美術愛好者の創作活動の振興を図るとともに、鑑賞の機会を提供し、もって「文化芸術で飛躍する東広島市」の創造に寄与する。
2. 主 催 東広島市教育委員会
3. 後 援 中国新聞社、NHK広島放送局、中国放送、広島テレビ、広島ホームテレビ、テレビ新広島、広島エフエム放送、プレスネット、KAMONケーブル、FM東広島 89.7MHz
4. 会 場 東広島市立美術館（東広島市西条栄町9番1号 TEL 082-430-7117）
5. 会 期 令和4年1月8日（土）～1月16日（日）
開館時間／午前9時～午後5時（入館は午後4時30分まで）
休館日／無し
6. 観 覧 料 一般 300 円（240 円） 大学生 200 円（160 円） 高校生以下は無料
※（ ）内は、20 人以上の団体料金
7. 作品種目 一般部門／絵画、彫刻、工芸、書、写真、デザイン
ジュニア部門／平面作品（絵画、書、写真、デザイン）、立体作品（彫刻、工芸、デザイン）
※別途の要項を参照
8. 展示作品 入賞作品及び入選作品、審査員招待作品、無鑑査作家作品、ジュニア部門作品
9. 応募資格 ① 東広島市内に在住、あるいは通勤・通学している人、または、制作活動の場が東広島市内にある人。ただし、学生・単身赴任者など市内を離れている人も出品できます。市外居住者の人は、市内の連絡先も住所欄にお書きください。
② 作品は、自己創作（書部門は臨書可）で、未発表（公募展で、展示していないもの）で売買契約のないものに限り、また、肖像権、著作権等について、抵触しないよう注意してください。
10. 応募点数 同一種目につき1人1点とします。
11. 出品料 1 点につき 1,200 円とします。（大学生は 600 円、高校生以下は無料。学生証を受付時に提示してください。）おつりのないようお願いします。代理人による出品も可。（代理人による出品の場合は、出品者本人の学生証又は学生証の写しを受付時に提示してください。）

12. 審査 (1) 審査期間 令和3年12月7日(火)から12月9日(木)
- (2) 審査員 絵画 多田羅 多起子・森永 昌司・倉橋 清方
彫刻 正司 強・田中 圭介
工芸 井戸川 豊・若山 裕昭
書 小林 韜光・光野 梢・金谷 雷聲
写真 大村 博・瀬野 秀明
デザイン 久保田 貴美子・桜田 知文
- (3) 審査結果の発表 審査結果は、出品者に直接通知します。電話等による問い合わせには応じかねます。
- (4) その他 ①応募規定に違反する作品は、審査の対象としません。また、審査後に違反の事実が判明した場合は、審査結果を取り消すことがあります。
②審査結果について出品者が異議を申し立てることはできません。

13. 表彰 (1) 入選作品のうち、優秀な作品に対して次の賞を授与します。
- 優 秀 賞 / 賞状・トロフィー・賞金(1万円)
奨 励 賞 / 賞状
佳 作 / 賞状
- (2) 表彰式は、令和4年1月8日(土)10:00(予定)から、東広島芸術文化ホールくらは小ホールで行います。

14. 講評会 審査員による各種目の作品講評を行います。
令和4年1月9日(日)

《絵画》 / 9:30～ 《彫刻》 / 11:00～

《書》 / 13:30～ 《工芸》 / 15:00～

令和4年1月10日(月)

《写真》 / 13:30～ 《デザイン》 / 15:00～

15. ホームページ

一般部門



ジュニア部門

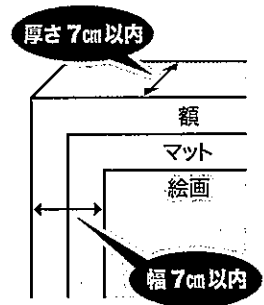


16. 事務局及び 東広島市教育委員会生涯学習部 文化課 芸術振興係
問い合わせ先 〒739-8601 東広島市西条栄町8番29号 TEL 082-420-0977 FAX 082-422-6531

※感染症の拡大や自然災害などに起因し、内容が変更となることがあります。詳細は随時ホームページをご確認ください。

応募規定

(1) 種目及び規格 次に掲げる6種目の中から自分の作品に該当する種目を選んで出品してください。《※()内の数字の単位はcm》



① 絵画（日本画、油彩画、アクリル画、水彩画、パステル画、版画、水墨画など）

大きさは、M20号（72.7×50）以上、S50号（116.7×116.7）以内とし、額縁をつけてください。額縁の幅はマットを含め7cm以内の細縁とし、厚さは7cm以内とします。ただし、版画作品は、マット幅の制限はありませんが、7cm以内の細縁とします。また、出品申込書に日本画、油彩画などの分野を記入してください。

② 彫刻（彫刻、塑像、レリーフなど）

重量は100kg以内（機器を使用せず、搬出入及び展示が可能なもの）とし、床面積4㎡以内で、高さ3m以内とします。また、組作品は2個までとします。レリーフは額装を含めて100cm×100cm以内とします。

③ 工芸（陶芸、染織、金工、漆芸、木竹工、人形、ガラス、七宝、皮革、新素材など）

立体作品は、一辺100cm以内とし、付属物は付けないでください。平面作品は、S50号（116.7×116.7）以内で額装とし、額縁の幅は7cm以内の細縁とします。着物は縦・横の最大幅が200cm以内とします。なお、出品申込書に陶芸、染織、金工、漆芸などの分野を記入してください。

④ 書（漢字、仮名、前衛など） ※「前衛など」とは、前衛、刻字、篆刻、調和体などです。

書は、3分野（漢字・仮名・前衛など）の中からいずれか1分野を指定してください（刻字・篆刻・調和体は「前衛など」部門とします）。なお、出品は書種目で1点とします。

作品は、額装とし、額寸法が122cm×122cm以内、あるいは182cm×61cm以内とします（巻物、屏風形式は出品できません）。出品申込書の名前の欄には本名を、雅号がある場合は、下段にご記入ください。書は釈文を付けてください。題名・釈文の漢字は常用漢字でご記入ください。

⑤ 写真

写真用紙サイズは、全紙（450mm×550mm）以上、全倍（600mm×900mm）以内で、プリントした作品をパネル貼りとし、額及びビニールは付けずに、マットで固定してください。ただし、差し込み式のパネルを使い出品する場合は、確実に固定を行い、出品してください。組写真は、サイズ、枚数ともに自由としますが、前記の規格（全紙以上、全倍以内）の写真用紙サイズ1枚にレイアウトしてください。また、パネルのサイズの上限は、800mm×1000mm以内とします。

⑥ デザイン（ポスター、イラストレーション、環境・建築デザイン、CG、映像など）

平面作品は、B全判（103×72.8）またはB2判（72.8×51.5）でパネル貼りとし、原則表面にビニールを張ってください。模型などの立体作品は、重量100kg以内（機器を使用せず、搬出入及び展示が可能なもの）で、床面積4㎡以内、高さ3m以内とします。また、組作品は2個までとします。コンピューターグラフィックス（CG）及び映像作品（動画）は、1作品3分以内とします。なお、CG及び映像は、出品者が再生機器を用意してください（作品受付時と審査時及び展示の期間中）。

(2) 作品の搬入・受付

①日時／令和3年12月3日(金)～12月5日(日) 9:00～16:00

②場所／東広島市立美術館(東広島市西条栄町9番1号)

※作品に添付するはりつけ用紙は、主催者側では添付いたしませんので、必ず出品者本人または責任ある代理人がはりつけてください(はりつけ用紙には、必ず「本人」あるいは「委任を受けた代理人」のいずれかに☑をし、代理人の場合は名前を記入してください)。

(3) 応募上の注意(必ずお読みください。)

- ① 出品申込書への記入は必ず黒または紺のボールペンでお願いします。
- ② 額にはガラスを付けないでください(ビニール、アクリル張り可)。額と作品との釘付けは厳重にし、額裏に展示用の釘、ヒートンなどの突起物は付けないでください。なお、金属額縁の裏に付属している吊り金具ははずさないようにしてください。壁面作品の陳列方法は、ワイヤーによる吊り下げ式です。
- ③ 応募作品は、所定の出品申込書に出品料を添えて、作者本人または責任ある代理人が搬入してください。
- ④ 出品申込書は、文化課、美術館、中央図書館、各支所、各出張所、各生涯学習センター、芸術文化ホールくららに用意します。
- ⑤ 搬入・搬出の荷造費・運搬費・資料送付費など、出品にかかるすべての経費は出品者の負担とします。
- ⑥ 応募作品は慎重に取り扱いますが、作品の素材または構造上の欠陥による損傷、その他不可抗力による不慮の事故については、主催者はその責任を負いません。
- ⑦ 劣化・破損の恐れやカビ・虫等の付着がある作品は出品できません。
- ⑧ 応募規定に違反する作品は、審査の対象としません。また審査後に違反の事実が判明した場合は、審査結果を取り消すことがあります。
- ⑨ 主催者は、展覧会の広報、資料作成及び広報誌等での紹介のため、入選作品の写真撮影及び掲載ができるものとします。
- ⑩ 会場での作品の組み立てや制作はできません。完成された作品をお持ちください。
- ⑪ 雅号等でお申し込みをされた方は、目録、キャプション、広報誌等での紹介の際、雅号等での紹介とさせていただきます。

(4) 作品の返還

①作品搬出(返還)日時

(ア) 選外作品 令和3年12月17日(金)～12月18日(土)

(イ) 入選作品 令和4年1月21日(金)～23日(日)

時間はいずれも9:00～16:00

②作品搬出(返還)場所 東広島市立美術館

③応募作品の返還は、本人あるいは責任ある代理人が、指定期間内に「作品預かり証」と引き換えに搬出するものとします。

④「作品預かり証」を亡失またはき損したときは、すみやかに事務局(生涯学習部文化課)に申し出て再発行を受けてください。

⑤指定期間内に搬出されない作品の保全については、主催者は一切の責任を負いません。